様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　2025 年　5 月　7 日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）らでぃっくすかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 ラディックス株式会社  （ふりがな）ほんま　しょうぞう  （法人の場合）代表者の氏名 本間　省三  住所　〒150-0031  東京都渋谷区桜丘町1番地2号  渋谷サクラステージセントラルビル16階  法人番号　5010001089333  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ※ホームページのタイトル  DX推進 | | 公表日 | 2021年　3月　25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ※ページのURL  <https://www.radix.ad.jp/dx/>  見出し「ラディックスが考える中小企業とDX」 | | 記載内容抜粋 | ビジネス環境や市場、組織、個人などあらゆるものを取り巻く環境が変化し、将来の予測が困難になっている状況の中（VUCAの時代）、我々はその変化に対応することが求められています。中小企業であれば、より早い段階で変化をとらえ、方向性を定め、変革を進める経営判断が求められます。特に最近ではバリューチェーンのどのステージにおいても変革にデジタル技術を必要とするケースが増えています。デジタル技術を活用することで大きなインパクトを生み出すことができる一方で、デジタル技術の専門家がいない中小企業にとって変革を進める難易度は増してきています。  ラディックスでは、1991年の設立からともに成長を遂げてきた中小企業に対し、この変化をチャンスととらえ、DX推進により競争優位となれるようデータとクラウドサービスを適切に組み合わせることにより惜しみなく支援します。それが我々の社会的責任だからです。  ラディックスのDX推進は、企業理念である「創造」「感謝」「挑戦」と融合し、全国の中小企業の豊かな未来の実現に向け、お客様の期待に応える行動を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ホームページに記載されている内容です。  ページ末尾に社長署名を配置することにて、DX推進プロジェクト全体に対して意思決定機関の決定に基づいている内容であることを裏付けています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ※ホームページのタイトル  DX推進 | | 公表日 | 2021年　3月　25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ※ページのURL  <https://www.radix.ad.jp/dx/>  見出し「ラディックスのDX戦略」 | | 記載内容抜粋 | ラディックスにおける中小企業の変革をDXで支援するための施策は下記の通りです。  ・ラディックスグループにおけるデジタル技術の積極活用  ・社内掲示板や社内研修を通じてDX成功事例の情報共有  ・お客様目線によるマルチベンダー型クラウドサービスの選定  ・テレワーク推進とテレワークICT協議会への加入（子会社）  ・資格取得の支援や社内研修によってデジタル技術の知識を習得  ラディックスは顧客情報および営業情報を管理するシステム（CRM）を自社で構築しています。オリジナルCRMにより、適切なタイミングで効率的に営業活動が行えるよう支援します。さらに顧客の問合せ内容も蓄積することでカスタマーサポートにおいても顧客環境を素早く把握し、適切に行うことができます。これは顧客満足度の向上につながっています。ラディックスの顧客対応における攻めと守りは、これらデジタル技術を用いたデータ活用によって支えられています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ホームページに記載されている内容です。  ページ末尾に社長署名を配置することにて、DX推進プロジェクト全体に対して意思決定機関の決定に基づいている内容であることを裏付けています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 見出し「ラディックスのDX戦略を支える体制」 | | 記載内容抜粋 | ラディックスのDX戦略は、システム管理部門の責任者が中心となって、経営陣と定期的なコミュニケーションを繰り返しながら、社内ITシステムにおける現状やお客様のニーズを共有することで、今後の取り組みや方針の見直しなどを行っています。  また、営業支援部門の担当者には、お客様のリアルな声が全国から集まるようになっています。例えば、RPAの担当者には、全国の営業職から毎日何件も機能や注意事項などの問合せが入ります。そのようにして集まったリアルな情報を、研修や提案資料を通じて社内共有し、より精度の高い角度から中小企業を支援していける体制を推進します。  そしてDX戦略を推進するためにはデジタル人材の育成が不可欠です。ラディックスは、IT知識ゼロのひとであっても、入社後の全体研修、全体勉強会、先輩による個別指導、各事業部による勉強会、必要な時に勉強ができる配信動画、資格取得の支援制度など、成長を支える仕組みが充実しています。ラディックスは個々の成長スピードに合わせたオーダーメイドのような人材育成が可能であり、デジタル人材を育成できる環境が整っています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 見出し「ラディックスのデジタル技術の活用状況」 | | 記載内容抜粋 | １．ラディックスの強みは、20年来社内で利用している顧客管理や販売管理、営業支援などの『基幹システム』に蓄積されたビッグデータです。このビッグデータを活用することで、他社との激しい競争を勝ち抜いてきました。しかしながら時間とともにシステムは老朽化します。弊社ではシステム改修や新規機能追加などを迅速に行うため、自社内に開発チームを構えています。自社内にその開発チームを持つことで、ビジネスの環境変化に迅速に対応しています。  ２．社内のコミュニケーションツールとして、これまで電話、メール、メッセンジャーアプリが存在していたが、今後全従業員（2021年3月1日現在1,320名）に対してMicrosoft社のTeamsを導入し、コミュニケーション環境の変革を行います。全従業員が共通のプラットフォームを利用することで、シームレスな情報伝達を目指します。  ３．これまで営業活動は訪問対応のみでしたが、適宜WEB会議システムZoomを使用し時間の効率化、新型コロナウイルス感染リスクの回避等により、営業活動の変革を行います。  ４．基幹システムの画面上、手作業で行っていた日々のルーティンワークを自社制作のRPAツールを用いて完全もしくは半自動化により人的リソースの確保を行います。そして確保したリソースをより高度な作業に割り振ることで業務全体の変革を目指します。  ５．外勤者向けにタブレット端末を貸与し、社内だけではなく、社外での活動の際にも、社内システムにアクセスすることができる様に取り組んでいます。またセキュアな環境でテレワークができる環境の整備にも努めています。加えて、サテライトオフィスや働き方の多様化に対応していくことで、従業員の生産性向上につながる環境の整備をすすめています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ※ホームページのタイトル  DX推進 | | 公表日 | 2021年　3月　25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ※ページのURL  https://www.radix.ad.jp/dx/  見出し「ラディックスのDX推進のためのはじめの一歩」 | | 記載内容抜粋 | デジタル技術を活用することに関連する資格保有率100％ |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2021年　3月　25日 | | 発信方法 | 主な発信方法  WEBサイト(https://www.radix.ad.jp/dx/)を通じた内部・外部への情報発信  見出し「ラディックスのDX推進のためのはじめの一歩」 | | 発信内容 | DX戦略にて利便性や生産性を高める一方で、時代に合ったセキュリティ対策をとる必要があるとも考えています。ラディックスでは下記３つの施策にてDX推進を確実なものとします。  １．システム管理部門の責任者が、経営陣と定期的なコミュニケーションをとり、社内のITシステムにおける現状（セキュリティインシデントやその対策など）を共有することで、今後の取り組みや方針の見直しなどを行っています。  ２．ゼロトラストを前提に、SOCやセキュリティソフトの定期レポートから、予見されるサイバーセキュリティリスクを発見します。発見したサイバーセキュリティリスクの調査と分析を行い、対策案の立案、実施を繰り返すことで、防御のためのシステム構築や運用体制を継続的な見直しを行っています。  ３．OODAループを戦略的に短期間で実践することで、新たな脅威にも的確に対処していくことが可能であると考えています。そのためにも、守るべき情報の重要度に対するリスク管理を行います。それにより的確なセキュリティ対策の投資を可能にし、情報の機密性、完全性、可用性を維持します。  代表取締役　本間省三  ※DX推進ページの末尾に社長署名を配置することにて、意思決定機関の決定に基づいている内容であることを裏付けています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年　3月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 自己診断結果入力サイトにてDX推進指標自己診断フォーマット提出済み |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2020年　1月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 2020年1月15日付けで、弊社は「SECURITY ACTION」の「★★二つ星」を宣言しました。  自らがその宣言を行い、その普及賛同団体としての取り組みを積極的に行うべく、2020年1月31日付けにて「SECURITY ACTION 普及賛同企業等」に認定されました。  弊社では情報セキュリティに関する以下の取り組みを実施しており、サイバーセキュリティに関する対策にも努めております。  １．国が定める法令、指針を遵守します。  ２．物理的、技術的、組織的、人的に適切な情報セキュリティ対策を実施します。  ３．情報セキュリティ対策を実施するための体制を整備、維持します。  ４．社員教育を実施し、情報セキュリティリテラシーの向上に努めます。  ５．委託先へのサイバー攻撃を想定し、委託先のセキュリティ確保に努めます。  ６．体制および取り組み状況について継続的に見直し及び改善を行います。  またSOPHOS社より優れた実績を達成し、Next Gen製品の強みを活用した拡販施策や技術支援、MSP含めユーザニーズに沿った柔軟かつ効果的なご提案を行ったパートナー企業として認定されました。  サイバーセキュリティシンポジウム道後に参加し、新たな知見やアイデアを得る機会を得るとともに、登壇し参加者への情報提供する立場としても貢献した。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。